

シーニックバイウェイ「秀逸な道」制度要綱

令和 2 年 1 1 月 1 3 日  
シーニックバイウェイ  
北海道推進協議会決定

(目的)

第一条 この要綱は、シーニックバイウェイ北海道の一環として、地域の魅力ある道路の景観等を観光資源として活用するため、特定の道路の区間について、景観の維持及び形成、誘客に向けた広報等に特に重点的に取り組むシーニックバイウェイ「秀逸な道」（以下「秀逸な道」という。）の推進に関し必要な事項を定めるものである。

(関係者の連携及び協力)

第二条 シーニックバイウェイ北海道実施要綱（平成 2 8 年 8 月 4 日シーニックバイウェイ北海道推進協議会決定。以下「実施要綱」という。）第二条第三項に規定する活動団体、実施要綱第三条に規定する推進協議会、実施要綱第十九条第一項に規定するルート運営行政連絡会議、実施要綱第二十七条第一項に規定する協力団体及び機関その他の関係者は、秀逸な道の推進について、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(取組方針)

第三条 実施要綱第二条第二項に規定するルート運営代表者会議は、実施要綱第十八条第一項の指定を受けたルート内の特定の道路の区間を秀逸な道の選定区間又は選定候補区間（以下「選定区間等」という。）として、景観の維持及び形成等を推進しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した取組方針（以下「取組方針」という。）を推進協議会に提出しなければならない。

- 一 選定区間等の位置、延長及び名称
  - 二 選定区間等ごとにおおむね 5 年以内に実施する取組の方向性
  - 三 その他秀逸な道の推進に関する事項
- 2 ルート運営代表者会議は、前項の取組方針を提出するときは、前項各号について、あらかじめ、選定区間等の道路管理者及び当該区間が存する地域が属する市町村と協議し、同意を得なければならない。
- 3 推進協議会は、第一項により提出された取組方針について、実施要綱第十一条第一項に規定するルート審査委員会の意見を聴いた上で、その内容を審議し認定するものとする。

4 ルート審査委員会は、前項の意見を求められた場合において、選定区間等の別に応じ、取組方針が次の各号に掲げる要件に照らして適当と認められるときは、その旨を推進協議会に通知するものとする。

一 選定区間

イ 観光資源として活用するために必要となる魅力的な景観等を現に有している道路の区間を含んでいること。

ロ 提出された取組方針を活動団体が主導的に推進しようとしていること。

ハ 当該区間が存する地域が属する市町村又はその他の機関によって、観光資源として活用されることが見込まれること。

二 選定候補区間

イ 取組方針の推進を通じて、観光資源として活用するために必要となる魅力的な景観等を有することが見込まれる道路の区間を含んでいること。

ロ 提出された取組方針を活動団体が主導的に推進しようとしていること。

ハ 当該区間が存する地域が属する市町村又はその他の機関によって、観光資源として活用されることが将来的に見込まれること。

5 第一項の選定区間等の延長は、区間ごとにおおむね 20 キロメートルを上限として選定する。

6 選定区間等の数は、一のルートにおいて、原則として、合わせて 2 区間を上限とする。ただし、実施要綱第十八条第三項の規定によるルート運営活動計画が一のルートについて、任意の区域ごとに複数作成されている場合は、その区域数を限度とする。

(次年度の取組計画の報告)

第四条 ルート運営代表者会議は、毎年度、取組方針に基づく次年度の取組計画について推進協議会に報告するものとする。

2 ルート運営代表者会議は、次年度の取組計画を推進協議会に提出しようとするときは、その内容について、あらかじめ、選定区間等の道路管理者と協議し、同意を得なければならない。

(取組状況の報告等)

第五条 ルート運営代表者会議は、毎年度、実施要綱第二十条の報告と合わせて、取組方針の当該年度の推進状況について推進協議会に報告するものとする。

(取組状況の点検)

第六条 ルート運営代表者会議は、実施要綱第二十一条の点検に合わせて、推進協議会及び有識者等による選定区間等の視察、取組方針に係る意見交換や自主

的な点検・改善を行うものとする。

(取組方針の変更)

第七条 ルート運営代表者会議は、取組方針を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、推進協議会に提出し、確認を受けなければならない。

2 第三条第二項から第六項までの規定は、前項の提出及び確認について準用する。